除される。匿名組合契約等に基づいて行う出資について取得する所得に対しては、一定の要件を満たす場合には、源泉地国において課税することができる。（第十七条～第二十条関係）

8　この条約の各条に規定がない所得に対しては、所得の受益者の居住地国においてのみ課税することができる。（第二十一条関係）

9　日本国の居住者が納付するトルクメニスタンの租税の額は、日本国の租税の額から控除する。トルクメニスタンの居住者が納付する日本国の租税の額は、トルクメニスタンの租税の額から控除する。一方の締約国の国民及び企業は、他方の締約国において、租税に関し、同様の状況にある当該他方の締約国の国民及び同様の活動を行う当該他方の締約国の企業よりも不利に取り扱われない。（第二十二条及び第二十三条関係）

10　両締約国の権限のある当局は、納税者の申立てに係る事案及びこの条約の適用等に関する問題を合意によって解決するよう努める。納税者から申し立てられた事案について、二年以内に両締約国の権限のある当局間で合意によって解決することができない場合には、当該納税者の要請により仲裁に付託することができる。（第二十四条関係）

11　両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国等が課する全ての種類の租税に関する両締約国の法令の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。（第二十五条関係）

12　両締約国は、租税債権の徴収について相互に支援を行う。（第二十六条関係）

13　この条約は、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権に影響を及ぼさない。（第二十七条関係）

14　この条約の一定の特典を受けることができる者は一定の要件を満たす適格者等に限定され、第三国に存在する恒久的施設に帰属する所得について当該第三国において課される租税の額が一定の額に満たない場合及び取引等の主要な目的が条約の特典を受けることである場合には、条約の特典は、与えられない。（第二十八条関係）

15　この条約は、両締約国の法令上の手続に従って承認されるものとし、その承認を通知する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。また、この条約は、一方の締約国によって終了させられる時まで効力を有する。（第二十九条及び第三十条関係）

# 政　令

子ども・子育て支援法施行令及び国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

**政令第三百六十号**

## 子ども・子育て支援法施行令及び国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法等の一部を改正する法律（令和七年法律第二十九号）の一部の施行に伴い、並びに子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第二十九条第三項第二号、第三十条第二項第一号及び第六十六条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

**第一条**　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号を次のように改める。

一　法第二十七条第一項に規定する教育認定子ども

第四条第一項第二号中「第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「第二十七条第一項に規定する満三歳以上保育認定子ども」に改め、つ」を除く。」の下に「第九条第一項及び」を加える。

第八条の表第二項の項中欄中「する」及び「当該」の下に「教育・保育給付認定子ども」を加え、同項下欄中「第十九条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を「満三歳以上保育認定子ども」に、「同条第一号又は第二号に掲げる小学校就学前子どもに該当する」を「教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども」に改め、同表第五項の項を次のように改める。

| | | |
|---|---|---|
| 第五項 | 教育・保育給付認定子ども | 教育認定子ども又は満三歳以上保育認定子ども |
| | から支給認定教育・保育 | （保育所に限る。）から特別利用保育を受け、又は特定教育・保育施設（幼稚園に限る。）から特別利用教育を |
| | 支給認定教育・保育に | 特別利用保育等に |

第九条中「は、」の下に「満三歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

満三歳以上保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第二十九条第三項第二号及び第三十条第一項第一号の政令で定める額は、零とする。

第十三条第一項中「第九条」を「第九条第二項」に改める。